

第39号様式の3(第40条関係)

郵便はがき



⑫ 還付金のお知らせ

お客さま番号	発行年月日
.....	.....

様

次のとおり還付金が発生しましたのでお知らせします。

なお、還付方法については、右記<還付方法について>をお読みください。

内 訳	使用月分		水 道 下 水 道
	年/月	~年/月	
			円 円
			円

水道所在地

東京都水道局長 公印

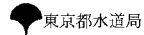
<還付方法について>

<問合せ先>

差出人(取扱営業所)

東京都水道局

重要 (水道料金・下水道料金に関するお知らせ)



一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

102 ミリメートル

102 ミリメートル

102 ミリメートル

306 ミリメートル

140 ミリメートル

第39号様式の4(第40条関係)

郵便はがき



⑬ 給水工事費等還付金のお知らせ

整理番号	発行年月日
.....	.....

次のとおり還付金が発生しましたのでお知らせします。

なお、還付方法については、右記<還付方法について>をお読みください。

内 訳	調定年月日 (算定)	金 額
還 付 金		円

東京都水道局長 公印

<還付方法について>

(科目：  
元科目  
水道所在地 )

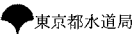
消費税相当額には、地方消費税相当額を含みます。

<問合せ先>

差 出 人(取扱営業所)

東京都水道局

重要(給水工事費等に関するお知らせ)



一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

102 ミリメートル

102 ミリメートル

102 ミリメートル

306 ミリメートル

140 ミリメートル

第39号様式の5(第40条関係)

郵便はがき

料金後納  
郵便

様

⑬ 還付金振り当て済みのお知らせ

お客さま番号  
●●●●●●●●

発行年月日  
●●/●●/●●

様

お客さまの還付金については、次のとおり 年 月～ 年 月分の料金に振り当てましたのでお知らせします。

内 訳	使用月分		水 道	下水道
	年/月	～年/月		
還 付 金			円	円
未払料金				
還 付 金 残 額				円

水道所在地

東京 都 水 道 局 長 公 印

<問合せ先>

102 ミリメートル
102 ミリメートル  
306 ミリメートル
102 ミリメートル

140 ミリメートル

差出人(取扱営業所)  
東京都水道局

重要(水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

東京都水道局 一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

第39号様式の6(第40条関係)

郵便はがき

料金後納  
郵便

様

⑭ 還付金振り当て等のお知らせ

お客さま番号  
●●●●●●●●

発行年月日  
●●/●●/●●

様

次のとおり、お客さまの還付金を、お支払の確認が取れていない料金に振り当てましたのでお知らせします。

内 訳	使用量		水道 m <sup>3</sup>	下水道 m <sup>3</sup>
	使用月分	使用量		
	年/月	～年/月	( )	( )
使用期間料金			円	円
請求済料金				
今回料金				
未払料金				
				円

呼び径 mm 横区 年度

お問合せは、表記の取扱営業所をお願いします。

<注意事項>  
左記の未払金残額は、既に支払期限を経過しております。未払金のお支払方法については、表記の取扱営業所に連絡をお願いします。

通信欄

東京 都 水 道 局 長 公 印

102 ミリメートル
102 ミリメートル  
306 ミリメートル
102 ミリメートル

140 ミリメートル

差出人(取扱営業所)  
東京都水道局

重要(水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

東京都水道局 一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

第39号様式の7(第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

⑩ 前受水道料金等振り当て済みのお知らせ

お客様番号 発行年月日

様

年月～年月分の料金については、次のとおり振り当てましたのでお知らせします。

内 訳	使用月分 年/月～年/月	使用量	
		水道 m <sup>3</sup> ( )	下水道 m <sup>3</sup> ( )
使用期間料金		円	円
請求済料金			
今回料金			
未払料金			
			円

呼び径 mm 検区 年度

差出人(取扱営業所)  
東京都水道局

重要(水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

お問合せは、表記の取扱営業所をお願いします。

東京都水道局長 公印

140ミリメートル

102ミリメートル 102ミリメートル 102ミリメートル  
306ミリメートル

第39号様式の9(第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

⑪ 還付金のお知らせ

お客様番号 発行年月日  
平成 年 月 日

<還付方法について>

次のとおり還付金が発生しましたのでお知らせします。  
なお、還付方法については右記(還付方法について)をお読みください。

内 訳	使用月分 年/月～年/月	水 道 (円)	下水道 (円)
還 付 金			円

還付金は により発生したものです。

お客様名 様

水道所在地

重要 (水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

東京都水道局長 公印

140ミリメートル

102ミリメートル 102ミリメートル 102ミリメートル  
306ミリメートル

別記第三十九号様式の九から別記第三十九号様式の十三までを次のとおり改める。

第39号様式の10(第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

⑩ 給水工事費等還付金のお知らせ

整理番号	発行年月日
	平成 年 月 日

次のおとり還付金が発生しましたのでお知らせします。  
 なお、還付方法については、右記の<還付方法について>をお読みください。

内 訳	調定年月日(算定)	金 額
還 付 金		

(科目: )  
元科目:

<還付方法について>  
 左記の還付金は、次のいずれかの方法により、還付します。つきましては、お手数ですが、還付方法について下記の間合せ先に連絡をお願いします。  
 1 指定口座への振込み  
 2 現金書留による送金

<注意事項>  
 還付手続の際は、所定の申込書が必要になる場合があります。その場合は、下記の間合せ先へ連絡をいただいた後、申込書を送付いたします。

<間合せ先>

東京都水道局長 公印

重要 (給水工事費等に関するお知らせ)

一度折り曲げて、ここから開いてください。

102ミリメートル 102ミリメートル 102ミリメートル 306ミリメートル 140ミリメートル

第39号様式の11(第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

⑪ 還付金振り当て済みのお知らせ

お客さま番号	発行年月日
	平成 年 月 日

お客さまの還付金については、次のおとり年 月～年 月分の料金に振り当てましたのでお知らせします。

内訳	使用月分	水 道	下水道
	年/月～年/月	(円)	(円)

還 付 金 残 額 円

お客さま名 様

水道所在地

東京都水道局長 公印

重要 (水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

一度折り曲げて、ここから開いてください。

102ミリメートル 102ミリメートル 102ミリメートル 306ミリメートル 140ミリメートル

第39号様式の12 (第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

---

差出人(取扱部署)

---

重要 (水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

㊹ 還付金振り当て等のお知らせ

お客さま番号	発行年月日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

次のとおり、お客さまの還付金を、お支払の確認が取れていない料金に振り当てましたのでお知らせします。

内訳	使用月分	水道	下水道
	年/月~年/月	(円)	(円)

---

未払金残額 円

検区 年度

お問合せは、表記の取扱部署をお願いします。

<注意事項>  
左記の未払金残額は、既に支払期限を経過しております。未払金のお支払方法については、表記の取扱部署に連絡をお願いします。

通信欄

東京都水道局長 公印

102ミリメートル
102ミリメートル
102ミリメートル

306ミリメートル

140ミリメートル

第39号様式の13 (第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

---

差出人(取扱部署)

---

重要 (水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

㊹ 前受水道料金等振り当て済みのお知らせ

お客さま番号	発行年月日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

年 月~ 年 月分の料金については、下記のとおり、振り当てましたのでお知らせします。

内訳	使用月分	水道 <sup>m<sup>3</sup></sup>	下水道 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	年/月~年/月	( )	( )

---

前受金残額 円

呼び径 mm 検区 年度

お問合せは、表記の取扱部署をお願いします。

<お知らせ>

お客さまからお預かりした前受水道料金等については、左記のとおり、今回料金に振り当てました。  
なお、前受金残額については、繰越額として、次回料金に振り当てます。

様分

東京都水道局長 公印

102ミリメートル
102ミリメートル
102ミリメートル

306ミリメートル

140ミリメートル

別記第三十九号様式の十三の次に次の四様式を加える。

第39号様式の14(第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

⑬ 還付金振込済みのお知らせ

お客さま番号 発行年月日

様

お客さまの還付金について、次のとおり振り込みましたのでお知らせします。

内訳	使用月分	水道	下水道
	年/月～年/月	円	円
還付金		円	

水道所在地

東京都水道局長 公印

差出人(取扱営業所)  
東京都水道局

重要(水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

東京都水道局 一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

<還付方法について>  
左記の還付金は、月 日 日に下記口座へ振り込みましたのでお知らせします。  
  
なお、万一、還付金が指定の口座に振り込まれていない場合は、下記の間合せ先に連絡をお願いします。

<間合せ先>

102 ミリメートル 102 ミリメートル 102 ミリメートル  
306 ミリメートル 140 ミリメートル

第39号様式の15(第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

⑭ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ

整理番号 発行年月日

様

次のとおり還付金を振り込みましたのでお知らせします。

内訳	調定年月日(算定)	金額
還付金		円

水道所在地

東京都水道局長 公印

差出人(取扱営業所)  
東京都水道局

重要(給水工事費等に関するお知らせ)

東京都水道局 一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

<還付方法について>  
  
(科目: )  
元科目  
水道所在地  
消費税相当額には、地方消費税相当額を含みます。

<間合せ先>

102 ミリメートル 102 ミリメートル 102 ミリメートル  
306 ミリメートル 140 ミリメートル

第39号様式の16 (第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

---

差出人(取扱部署)

---

重要 (水道料金・下水道料金に関するお知らせ)

一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

⑬ 還付金振込済みのお知らせ

お客さま番号	発行年月日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

お客さまの還付金については、次のとおり振り込みましたのでお知らせします。

内訳	使用月分	水道	下水道
	年/月~年/月	(円)	(円)

---

還付金 円

---

お客さま名 様

水道所在地

<還付方法について>  
左記の還付金は、 月 日 日に下記口座へ振り込みましたのでお知らせします。

なお、万一、還付金が指定の口座に振り込まれていない場合は、下記の間合せ先に連絡をお願いします。

<間合せ先>

東京都水道局長 公印

102ミリメートル
102ミリメートル  
306ミリメートル
102ミリメートル

140ミリメートル

第39号様式の17 (第40条関係)

郵便はがき

料金後納郵便

---

差出人(取扱部署)

---

重要 (給水工事費等に関するお知らせ)

一度折り曲げて、  
ここから開いてください。

⑭ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ

整理番号	発行年月日
	平成 年 月 日

次のとおり還付金を振り込みましたのでお知らせします。

内 訳	調定年月日 (算定)	金 額
還 付 金		

(科目: )  
元科目:

<還付方法について>  
左記の還付金は、 月 日 日に下記口座へ振り込みましたのでお知らせします。

なお、万一、還付金が指定の口座に振り込まれていない場合は、下記の間合せ先に連絡をお願いします。

<間合せ先>

東京都水道局長 公印

102ミリメートル
102ミリメートル  
306ミリメートル
102ミリメートル

140ミリメートル

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局支出事務委託に関する規程を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局支出事務委託に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号。以下「政令」という。)第二十一条の十一の規定に基づき、東京都水道局長(以下「局長」という。)が公金の支出事務(以下「支出事務」という。)を私人に委託することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託の基準)

第二条 局長は、次の各号の全てに該当する場合に必要な資金を交付して、支出事務を私人に委託することができる。

- 一 支出事務を私人に委託することが東京都水道局における事務の執行の効率性を高め、かつ、水道使用者等の便益の増進に寄与すると認められる場合
- 二 支出事務を委託する私人が当該支出事務を遂行するのに十分な能力を有し、かつ、当該私人による公金の保管等が安全であると認められる場合

(公金の範囲)

第三条 局長は、次の各号に定める公金について、支出事

務を委託することができる。

- 一 水道事業及び工業用水道事業に係る収入金が過納又は誤納となった場合の還付金(当該還付金に係る還付加算金を含む。以下同じ。)
- 二 他の地方公共団体又は東京都下水道局長から徴収の委託を受けた下水道料金及び再生水料金が過納若しくは誤納となった場合の還付金

(事務の委任)

第四条 局長は、支出事務を私人に委託するに当たって必要な事務処理について、サービス推進部業務課長に委任する。

(必要な資金の交付)

第五条 局長が、支出事務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に交付する資金のうち、現金書留郵便の方法により送金する還付に係る交付金は、受託者の請求に基づき、毎回の所要見込額を交付する。

- 2 局長が、受託者に交付する資金のうち、常時資金を必要とする受託者が支出事務を行う窓口における還付(以下この項において「窓口還付」という。)及び債主に直接支払う現場における還付(以下この項において「現場還付」という。)に係る交付金については、あらかじめ一定金額を交付した上、受託者が窓口還付又は現場還付を行った都度、還付した金額と同額を追加して交付する。
- 3 前二項に定める資金の交付は、受託者の指定する口座に振り込む方法により行う。
- 4 受託者は、交付金受払簿を備え、出納の都度整理しなければならぬ。

(支出手続)

第六条 受託者は、第三条各号に定める公金について、債主から支払の請求を受けたときその他支払の必要が生じたときは、前条の規定により交付された資金から公金を支出する。

2 受託者は、前項の規定により公金を支出する場合は、法規、委託契約書等に基づきその請求内容を調査して、その支払をし、領収書を徴さなければならない。ただし、領収書を徴し難いものについては、当該支払を証明する書類を債主その他の者から徴するものとする。

(公金の支出)

第七条 前条第一項の規定により公金を支出する場合には、口座振込の方法により支出するものとする。この場合においては、現金を払い込んだ金融機関の引受書を領収書とみなして処理するものとする。

- 2 受託者は、前条第一項の規定により公金を支出する場合には、特に必要があると認めるときは、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書(政令第二十一条の三第一項第一号の小切手等であるものに限る。以下この項において「為替証書」という。)又は現金書留郵便の方法によって送金することができる。この場合において、為替証書の方法による場合にあっては為替金受領証書をもつて、現金書留郵便の方法による場合にあっては書留郵便物受領証をもつてそれぞれ領収証とみなし、処理することができる。
- 3 前二項の規定に定める方法によって公金を支出する場合には、生じる手数料、郵送料その他の手続に要する